



長野県報

1月18日(木)
平成19年
(2007年)
第1830号

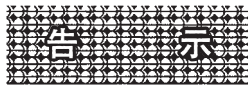
目次

告示

基本測量の終了(土木政策課)	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(土地・景観課)	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(NPO活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	4
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課)	4
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農地整備課)	5
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農地整備課)	5
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	5
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築管理課)	5
特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課)	6
一般競争入札(高校教育課)	6
正誤(文化財・生涯学習課)	7



長野県告示第19号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年1月18日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類

基本測量（基準点測量）

2 作業期間

平成18年5月9日から平成18年12月22日まで

3 作業地域

飯山市、木曽郡上松町、下高井郡木島平村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村

土木政策課

長野県告示第20号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月18日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

南大島川、湯ヶ洞、地獄洞沢、院殿ヶ沢、引張川、宮沢川、黒沢川、南沢川、間ヶ沢川、江戸ヶ沢川、唐沢川、大島山沢1、別曾の沢、大島川1、大島川2、大島川3、大島川4、南シン洞、鷹の沢、神明洞1、神明洞2、泉洞川、洞の沢、伝田洞川、越田川1及び越田川2

2 指定の区域

下伊那郡高森町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月18日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

湯ヶ洞、地獄洞沢、院殿ヶ沢、引張川、宮沢川、黒沢川、南沢川、江戸ヶ沢川、唐沢川、大島山沢1、別曾の沢、大島川1、大島川3、大島川4、南シン洞、鷹の沢、神明洞1、泉洞川及び洞

の沢

2 指定の区域

下伊那郡高森町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月18日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

牛牧(3)、牛牧(2)、牛牧(1)、大島山(4)、大島山5、大島山(3)、大島山6、大島山(2)、大島山(1)、大島山7、大島山8、大島山9、出原、山吹3、山吹4、山吹5、山吹6、山吹(2)、山吹(1)、越田2、越田1、新田、越田3、越田4、駒場1、駒場2ア、駒場2イ、駒場3、駒場南1、駒場1、駒場北1、新田1ア、新田1イ、小沼1、馬根垣外1、馬根垣外2ア、馬根垣外2イ、竜ノ口ア、竜ノロイ、小沼5、小沼6、小沼2、小沼3ア、小沼3イ、小沼7、小沼8ア、小沼8イ、小沼9、上平、駒場北2、駒場南2、駒場南ア、駒場南イ、駒場南ウ、中島、下町、下平北1、下平北2、下平北3、下平南1、下平南2、下平南3、胡麻目1、胡麻目2、胡麻目3、胡麻目4、胡麻目5、胡麻目6、袋ヶ沢1、袋ヶ沢2、袋ヶ沢3、袋ヶ沢4、清東1、清東2、清東3、清東4、清東5、清東6、番匠田、日陰、小原1、小原2、北原、唐沢北1、唐沢北2、唐沢南、羽根1、羽根2、角田原、市場1、市場3、市場4、市場2、市場5、下市田洞1、下市田洞2、中谷1、下市田1、下市田2、下市田3、荒神前1、荒神前2、下市田金部、中谷2、中谷3、中谷4、下市田洞3、牛牧5、牛牧6、牛牧7、牛牧8、牛牧9ア、牛牧9イ、牛牧10及び牛牧(4)

2 指定の区域

下伊那郡高森町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

牛牧(3)、牛牧(2)、牛牧(1)、大島山(4)、大島山5、大島山(3)、大島山6、大島山(2)、大島山(1)、大島山7、大島山8、大島山9、出原、山吹4、山吹5、山吹6、山吹(2)、山吹(1)、越田2、越田1、新田、越田3、越田4、駒場1、駒場2ア、駒場2イ、駒場3、駒場南1、駒場1、駒場北1、新田1ア、新田1イ、小沼1、馬根垣外1、馬根垣外2ア、馬根垣外2イ、竜ノロア、竜ノロイ、小沼5、小沼6、小沼2、小沼3ア、小沼3イ、小沼7、小沼8ア、小沼8イ、小沼9、上平、駒場北2、駒場南2、駒場南ア、駒場南イ、駒場南ウ、中島、下町、下平北1、下平北2、下平北3、下平南1、下平南2、下平南3、胡麻目1、胡麻目2、胡麻目3、胡麻目5、胡麻目6、袋ヶ沢1、袋ヶ沢2、袋ヶ沢3、袋ヶ沢4、清東1、清東2、清東3、清東4、清東5、清東6、番匠田、日陰、小原1、小原2、北原、唐沢北1、唐沢北2、唐沢南、羽根1、羽根2、角田原、市場1、市場3、市場4、市場2、市場5、下市田洞1、下市田洞2、中谷1、下市田1、下市田2、下市田3、荒神前1、荒神前2、下市田金部、中谷2、中谷3、中谷4、下市田洞3、牛牧5、牛牧7、牛牧8、牛牧9ア、牛牧9イ、牛牧10及び牛牧(4)

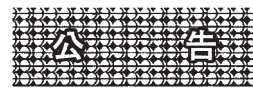
2 指定の区域

下伊那郡高森町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画地区計画 広丘駅東第二地区地区計画

2 縦覧場所

長野県企画局土地・景観課及び塩尻市役所

土地・景観課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯伊圏域障害者総合支援センター

3 代表者の氏名

藤本 勝

4 主たる事務所の所在地

飯田市上郷黒田341番地

5 定款に記載された目的

この法人は、飯田・下伊那地域の身体、知的、精神及び発達障害（児）者が、それぞれの地域で安心して生活できるようにするため、当該障害者及びその関係者に対する相談支援事業、並びに地域活動支援センターの設置運営事業を行うことを以って、障害者の福祉の向上に寄与する事を目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年1月10日